



### 今月は「てんかん」

#### 「てんかん」とは

「てんかん発作」が繰り返し起きる病気で、大脳の神経細胞を一定のリズムで流れている電気信号が突発的に過剰に放出されることによって起こると言われています。

「てんかん」は100〜200万人に1人の割合で生じ、日本に約100万人の方がいると推計されています。遺伝によって起こるものではなく、どの年代でも見られる身近な病気で、薬や外科治療によって発作のほとんどがコントロールできます。(気になる症状がある方は、医療機関を受診してください。)

#### 「てんかん発作」の症状

- 体の一部または全身がけいれんする。
- 意識がなくなる。
- ・けいれんを伴わず、意識だけがなくなる場合もあります。
- ・意識が徐々に遠のいていき、ふらふら歩き回ることもあります。

※「てんかん発作」の場合、一般的にはけいれんは数分以内に治まるものが多いが、意識がなくなった場合も、自然に意識が回復することが多いです。

※意識が回復しないのに次の発作が連続して起きる、けいれん発作が10分以上続くようなときは、すみやかに病院で受診してください。

#### ●やってはいけないこと

・体を押さえたり、意識を戻そうと体を揺すったり叩いたりしてはいけません。  
※これらの刺激がさらに発作を誘発することがあります。

#### こんなことに困っています

○正しい情報が知られていないため、「差別」や「誤解」、「偏見」を受けることがあります。

○発作への不安から、新しいことに挑戦することをあきらめたり、引きこもりがちになったりすることがあります。

#### こんな配慮をお願いします

・「てんかん」を正しく理解しましょう。  
・職場や学校などでは、本人の同意のもと、主治医の指示や本人の症状など可能な範囲で情報を共有し、安全な環境を確保することが大切です。

#### 【広島県内の支援団体】

日本てんかん協会広島県支部(波の会)  
(東広島市西条町寺家5044・11)  
☎082・421・0645

## 選挙に関する法律が変わりました

庄原市選挙管理委員会事務局 ☎0824・73・1126

平成27年中は、公職選挙法をはじめとする選挙に関する法律が改正されました。この中で、市民の皆さんに関わりが大きいものについてお知らせします。

#### ●選挙権年齢の引き下げ

昨年6月に公職選挙法が一部改正され、選挙ができる年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられることになりました。これは、本年6月19日から適用され、この日の後、初めて行われる国政選挙の公示日以降の選挙から満18歳以上の有権者の投票が始まります。見込みでは、夏の参議院議員通常選挙が最初の選挙になる予定です。

#### ●在外選挙人名簿への登録申請

仕事や留学などで海外に住んでいる日本人が、日本の国政選挙に投票できる「在外選挙制度」。この制度で投票するためには、あらかじめ在外選挙人名簿へ選挙人として登録されておくことが必要です。

本年6月19日時点で満18歳以上になる方(平成10年6月20日までに生まれた方)は、有権者になる年齢に達する前

でも登録申請を出しておくことができます。

申請から登録されるまで期間を要しますので、該当になる方は早めに申請しておきましょう。

#### ●農業委員の選任方法の変更

昨年9月に農業委員会等に関する法律が一部改正され、本年4月以降、農業委員会の委員は、市町村長の選任によって選ばれることになりました。

これにより今後は、農業委員会の委員の選挙と、毎年行っていた選挙人名簿の調製は行わないことになりました。



- 平成28年7月頃 参議院議員通常選挙
- 平成29年4月頃 庄原市長選挙
- 庄原市議会議員一般選挙